平成２２年（フ）第２１６号
宮崎市大字広原369番地１
債務者　椎葉美和子
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３４号
宮崎市大塚町窪田3342番地11
債務者　矢野　國彦
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５４号
宮崎市江平東２丁目４番59号　コーポ外山202号、前住所宮崎市江平東１丁目９番18号コアマンション江平706号
債務者　小林　正廣
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６２号
宮崎市大字赤江1249番地９
債務者　齋藤　吉和
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６３号
宮崎市大字赤江1249番地９
債務者　齋藤　弓子
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２３号
千葉県松戸市秋山373番地の91
債務者　斎藤　健一
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４４６号
千葉県松戸市栄町１丁目71番地の５　Ｙ・Ｔテラス１号
債務者　林　　南植
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４５５号
千葉県松戸市上本郷2677番地の12　αＮＥＸＴ上本郷103号
債務者　會川　善之
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７８３号
和歌山市井辺98番地の12　シティーハイツタムラ202
債務者　前田　拓哉
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２５０号
和歌山県岩出市高塚290番地の１　Ⅱ―201号
債務者　川合　雅之
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２９４号
和歌山市杭ノ瀬４番地の５　スカイハイツオカモト２Ｆ203号
債務者　居酒屋牛若丸こと　大西　秀司
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３４５号
和歌山県岩出市新田広芝195番地の19
債務者　西村　　健
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３５４号
和歌山市里184番地の１　プラシードシオン101号
債務者　比嘉美津子
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３５７号
和歌山県海南市鳥居56番地３
債務者　杉琴かおり（旧姓新久）
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３６９号
和歌山市西庄155番地　県営西脇グリーン団地２棟３Ｆ54号
債務者　原　　眞代
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３７２号
和歌山市西浜３丁目７番35号
債務者　稲井　紳二
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３７４号
和歌山市新在家175番地の16
債務者　福田　明弘
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係